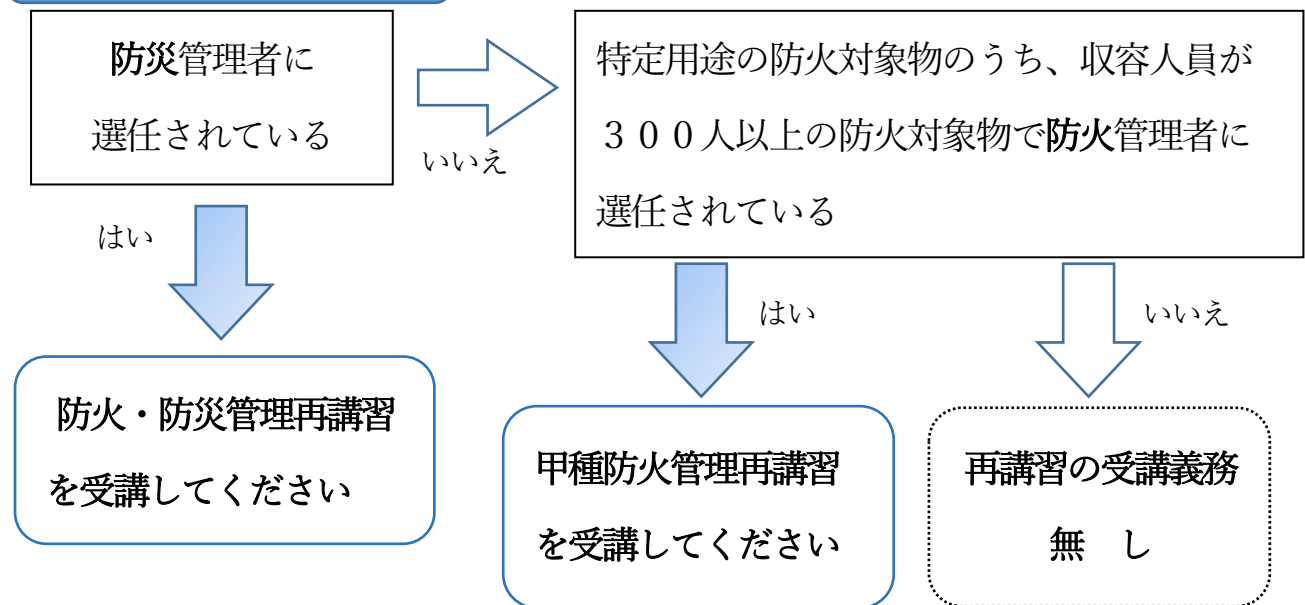


甲種防火管理再講習・防災管理再講習の受講について

※ 防災管理者や一定規模以上の防火対象物の防火管理者は、再講習の受講が義務付けられています

受講義務と再講習の種別



再講習の受講期限について

- ① 選任日が講習修了日から4年以内 ⇒ 講習修了日以降の最初の4月1日から5年以内
- ② 選任日が講習修了日から4年を超えている ⇒ 選任日から1年以内
- ③ 以降同様（直近の再講習修了日以降の最初の4月1日から5年以内）

【よくある質問】

Q 再講習を受講しないと、甲種防火管理講習修了証や防災管理講習修了証は失効しますか？

A 修了証は失効しませんが、防火管理者や防災管理者が未選任として取り扱われます。

Q 甲種防火管理講習修了証と防災管理講習修了証を保有しています。甲種防火管理再講習の受講が必要となる場合、防災管理再講習も受講する必要はありますか？

A 防災管理講習修了証を保有していても、防災管理再講習の受講義務がない場合は受講する必要はありません。ご質問の場合は、甲種防火管理再講習を受講してください。